

“あなたが主役の交通安全県民運動” 焼津市実施要綱

～ 安全は 自ら うちから 焼津から ～
(交差点 一時停止で ゆずりあい)

第1 趣 旨

市民一人ひとりが自らの交通安全に関する意識を改革し、「人命尊重」を基本理念とする安全な道路交通の実現に向けて、交通ルールの遵守と、正しい交通マナーの実践に努めることにより交通事故を防止する。

このため、高齢化社会に配慮し、人優先の交通社会を目指し、市民自らが実行できる「思いやり」や「いたわり」の交通安全活動の取組を浸透させるとともに、地域住民とそれぞれの機関・団体が、互いに連携・協働して市民総ぐるみの運動を展開する。

第2 期 間

本運動は、年間を通じて実施する。

(なお、平成18年度 から 平成22年度までの5ヶ年間で実施)

第3 目 標

1 交通事故死亡者数

焼津市における目標: ゼロを目指す。

2 人身交通事故発生件数

焼津市における目標: 年間1,200件以下の達成を目指す。

第4 推 進 重 点 項 目

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 追突・出合頭の交通事故防止
- 3 歩行者・自動車の交通事故防止
- 4 自転車の交通事故防止
- 5 飲酒運転の根絶

第5 重 点 日

「交通事故ゼロの日・高齢者交通安全の日」に合わせ、毎月10日・20日・30日を重点日とし家庭、地域、学校、職場等で様々な交通安全活動を行い、特に、毎月10日の「交通事故ゼロの日」においては、市民運動による街頭立哨を実施する。また、内閣府が国民運動として定めた「交通事故死ゼロを目指す日(4月10日・9月30日)」において交通安全活動を実施する。

第6 推進要領

1 高齢者の交通事故防止対策の推進

(1) 高齢者家庭の訪問指導「交通安全一声広報」の推進

関係機関、団体及び地域のボランティアの協力により、高齢者のいる家庭等を訪問し、パンフレット等を活用し、「交通安全一声広報」や個々にあった具体的な交通安全に関する指導を行う。

(2) 高齢者交通安全教室の推進

関係機関、団体及び焼津市老人クラブ連合会等の協力により、参加体験型の交通安全教室を開催し、高齢者の交通安全教育の充実を図る。

(3) モデルブロックの活動の推進

高齢者の反射材着用を促進するため、高齢者自身による反射材着用を推進する。

高齢者事故多発地域等を、高齢者事故防止推進地区(以下「推進地区」という。)に指定し高齢者自身による事故防止活動を推進すると共に、その支援活動(交通安全アドバイザー及び安全サポート事業所の設置など)の充実を図る。

ア 推進地区の指定

高齢者の交通事故が多発している地域、高齢者世帯の多い地域等から中学校区程度の範囲で推進地区を選定し、高齢者自身が実施する交通安全活動等を推進する。

イ 交通安全アドバイザーの設置

交通安全運動実践団体、高齢者団体、高齢者福祉関係団体等から、推進地区の交通安全活動を支援する交通安全アドバイザーを設置する。

ウ 安全サポート事業所の設置

高齢者が日頃、頻繁に立ち寄る、又は交流が可能な施設等(金融機関、病院、量販店、農協、福祉事業者等)から、安全サポート事業所に指定し、高齢者の交通安全活動等に対する支援・協力を得る。

エ 高齢者福祉関係団体との連携

高齢者との係り合いが深い、福祉関係団体との連携を強化し、施設のイベントにおいて、交通安全に関する情報を積極的に配信してもらうなど、連携協働することにより、効果的な交通安全活動の推進を図る。

(4) 情報ネットワーク活動の推進

高齢者の交通事故を防止するため、広報誌やチラシ等を活用して、地域や関係機関団体などに、幅広く交通事故情報を提供していくことにより、事故防止対策を推進する。

2 追突・出合頭の交通事故防止対策の推進

交通事故の総量削減のため、出合頭事故の防止対策を、強力に推進する。

(1)地域における交通安全の推進

ア 「自治会別無事故・無違反コンクール」の推進

市民総参加による無事故・無違反コンクールを実施要綱に基づき実施する。

(実施期間 平成21年1月1日 から 平成21年12月31日までの1年間)

イ 交通事故防止対策推進地区の活動の推進

交通事故防止対策推進地区を指定し、地域住民が主体となる、実践型交通安全活動を推進する。

○交通安全推進地区の設置

交通事故が多発している地域を、交通安全推進地区として、交通事故防止対策推進地区の指定を行い、住民自身が推進する、参加体験型の交通安全活動等を協働実施する。

○交通安全宣言書の提出

地域住民全体の交通安全意識の高揚を図るため、地域に即した「交通安全宣言書」を作成し、市(焼津市交通安全対策協議会)又は、警察署に提出する。

ウ 交通安全教室の推進

関係機関、団体及び地域、職場、学校等における、主体的な活動を推進すると共に各年齢層に応じた、参加体験型の交通安全教室の開催を推進し、交通安全教育のより一層の充実を図る。

エ カーナイデー(車の運転自粛の日)の推進

毎月10日、20日、30日のマイカーの運転自粛や、公共交通機関(バス・電車)などの利用を呼びかける。

(2)事業所における交通安全の推進

「無事故・無違反安全運転コンクール」の推進

焼津市交通安全対策協議会と焼津地区安全運転管理協会の共催により、事業所別の無事故・無違反コンクールを実施要綱に基づき実施する。

(実施期間 平成21年4月1日 から 平成22年3月31日までの1年間)

3 歩行者・自動車の交通事故防止対策の推進

(1)歩行者においては夜間外出する時に明るい服装や反射材を着用するよう啓発を行う。

(2)自動車運転者においては、歩行者の保護を常に考え、安全な間隔の保持及び、徐行、一時停止など安全運転の徹底を図る。

- (3)横断歩道では、横断歩行者の優先を徹底し、必ず徐行・一時停止を実行するとともに、対向車の停止を促す「思いやりパッシング運動」を推進し、歩行者の安全を確保する。
- (4)すべての座席での、シートベルト着用の推進とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、「オールシートセーフティー作戦」を推進する。
- (5)自分の存在を知らせるとともに、歩行者等の発見のために夕暮れ時以降の早めのライト点灯を呼び掛ける「トワイライト作戦」を推進する。

4 自転車の事故防止対策の推進

自転車が車両であることを、再認識させ、正しいルールとマナーの向上を図るため、世代別の自転車事故防止対策を強力に推進すると共に、引き続き、交通安全自転車大会等の開催を通じ、交通ルールや知識を身につけてもらい、更なる交通安全意識の高揚を図る。

(1)「焼津市交通安全こども自転車大会」の開催

市内13小学校より、各チーム選手5名にて開催する。

(別添「焼津市交通安全こども自転車大会開催要綱」による。)

(2)「自転車の安全な乗り方大会(高齢者自転車大会)」の開催

市内在住の高齢者(65歳以上)を対象に開催する。

(別添「自転車の安全な乗り方大会開催要綱」による。)

(3)「自転車カルガモ作戦」の推進及び、自転車利用者の乗り方指導

学校周辺及び地下道等において、自転車利用者への安全な乗り方指導を実施する。

- ・運転中の携帯電話、傘差し運転、周囲の音が聞こえない状態でのヘッドホン着用運転の禁止など
- ・児童、幼児の乗車用ヘルメットの着用の推進

(4)「自転車免許制度」の推進

平成19年度より静岡県、静岡県教育委員会、静岡県警察本部の三者が行っている事業で、小学4年生を対象とした「自転車免許制度」の拡大・充実を図る。

5 飲酒運転の根絶

道路交通法の改正に伴い、飲酒運転に係る罰則が強化されたが、依然として飲酒運転による交通事故や検挙者が後を絶たないことから、各種広報媒体を活用するなど、あらゆる手段で、飲酒運転根絶の呼び掛けを実施する。

(1)運転者に対して、

運転者に「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」の基本を徹底させ、また仲間同士で飲酒する際は、1人だけ酒を飲まずに運転する人を決めておくなど「ハンドルキーパー運動」の実践を呼び掛ける啓発活動を推進する。

(2)酒類の販売者等に対して、

酒類を提供する小売、飲食業者による、運転手への酒類提供禁止はもとより、飲酒運転の危険性、反社会性、責任の重大性を訴えるポスターやチラシなどの配布についても協力を要請する。

第4 運動の種別及び進め方

1 運動の種別

(1) 年間を通じて実施する運動

運 動 名	期 間	内 容
あなたが主役の 交通安全県民運動	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 の1年間	「あなたが主役の交通安 全県民運動」実施要綱 に基づき実施する。
自治会別 無事故・無違反コンクール	平成21年1月1日～ 平成21年12月31日 の1年間	「自治会別無事故・無違 反コンクール」実施要 綱に基づき実施する。
無事故・無違反 安全運転コンクール	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 の1年間	「無事故・無違反 安全運転コンクール」 実施要綱に基づき実施する。

(2) 期間を定めて実施する運動

運 動 名	期 間	内 容
春の全国交通安全運動	4月 6日(月)～ 4月15日(水) の10日間	別に定めるそれぞれ の実施要綱に基づき 実施する。
夏の交通安全県民運動	7月11日(土)～ 7月20日(月) の10日間	
秋の全国交通安全運動	9月21日(月)～ 9月30日(水) の10日間	
年末の交通安全県民運動	12月15日(火)～ 12月31日(木) の17日間	

(3) 日を定めて実施する運動

運 動 名	実 施 日	内 容
交通事故ゼロの日 高齢者交通安全の日	毎月 10日 20日 30日	「交通事故ゼロの日・高齢者交通安全の日」実施要綱に基づき実施する。
カーナイデー (車の運転自粛の日)		「あなたが主役の交通安全県民運動」実施要綱に基づき実施する。

(4) そ の 他

大 会 名	実 施 日	内 容
焼津市暴力追放・交通安全 市民大会	平成21年 8月27日(木) 開 催 予 定	「焼津市暴力追放・交通安全市民大会」開催要綱に基づき実施する。
自転車の安全な乗り方大会 ～ 高齢者自転車大会 ～	平成21年9月下旬 開 催 予 定	「自転車の安全な乗り方大会」開催要綱に基づき実施する。
焼津市交通安全 こども自転車大会	平成21年11月25日(水) 開 催 予 定	「焼津市交通安全こども自転車大会」開催要綱に基づき実施する。

2 運動の進め方

- (1) 焼津市交通安全対策協議会傘下の各団体は、交通安全運動が真に市民総ぐるみの運動として展開するよう、相互の連携を密にして、それぞれの組織の特性と実情に応じた推進体制の強化を図る。
- (2) 各季の運動の実施にあたっては、県の「実施要綱」に基づき実施計画を作成し、幹事会において承認された後、各団体へ通知、協力要請を行う。